

【1頁より】

そろ8カ月目に入るのだが、有隣堂などの書店が応援フェアしてくれたり、東京書店組合などが支持声明をだしてくれた。取次店や他のネット書店からも各社の在庫充実を心がけていただいた。日本の出版界も捨てたものではない。小社の経験でいうと、売り上げは一時的にダウンしたが、すでに回復し、対日販・全取次店の売り上げは、別の要因もあるが前年より伸びている。「アマゾンのシェアが2割もあるから、そんなことはできない」という出版社の

言い分も分かるが、アマゾンへ出荷停止したら、一時的に売り上げは落ちるが、そのまま2割落ちるわけではあるまい。読者はもともとAという本がほしいのだ。Aという本がアマゾンで買えなければ、他の書店に買いに行くのは当たり前である。書店の店頭で本に出会って買うことはあっても、アマゾンで本を見て買うことはまずあるまい。

共に出荷停止している水声社は、今年のノーベル文学賞のパトリック・モディアノの本を2冊出しているが、アマゾンは大量発注したが入手できなかった。

た。アマゾンとて本を調達できなければどうしようもない。彼らの弱点はロングテールの一部が切れて、入手できない本が一部でもあることだ。いま出版社は自らの未来を見据えて、だれと手を携えて行ったらいいかを決断すべきときにきている。

後日、日販から申し入れへの回答は11月末日に延期してほしいとの連絡があった。回答を期待したい。

●日販への「申入書」

2014年11月5日

「Amazon Studentプログラム」について昨夏以来、私たち出版協会会員社の約50社が「再販契約違反」と判断し、貴社を通じて「自社商品のAmazon Studentプログラム対象からの除外」を文書で要望しました。しかし、その要望が実行されないため、5月から会員社のうち5社が「再販契約に従って」アマゾンへの期限付きの出荷停止に踏み切り、8月には、会員社4社が改めて「自社商品のAmazon Studentプログラム対象からの除外」を要求したうえで、出版社との再販契約当事者である貴社に対しての「違約金請求」に踏み切りました。

8月21日付で、違約金を請求した当協議会会員社4社に対し、貴社から全く同文で、違約金を支払わない旨の回答が届き、その内容は以下の通りでした。

(1) 貴社はアマゾン (Amazon.com Int'l Sales, Inc.) と再販契約を結んでいるので、「再販契約を結んでいない書店には本を卸さない」という、出版社との再販契約に違反していない。

(2) ポイント付与が再販契約に違反するかどうかは「多様な解釈基準があり」Amazon Studentプログラムのポイント付与が違反かどうか、貴社が判断するのは困難であり、再販契約違反を前提に、要望社の商品をAmazon Studentプログラムから除外するよう指導することはできない。

この貴社回答は、(1)(2)を通じて、出版物の再販制に対して、貴社の役割は出版社および小売店と再販契約を結ぶだけであり、たとえ出版社が小売店の特定の割引サービスについて再販契約に違反すると判断しても、小売店に対して出版社の判断に基づいた指導を行わないことを公言するものです。これは、「出版社-取次店」「取次店-小売店」という2つの再販契約で成り立つ再販制を有名無実化するもので、全く受け入れがたいものです。

公正取引委員会はポイントサービスについて対価の減額で値引きと判断し、そのうえで「ポイントの1%とかこれに近似のポイントを再販契約のもとで、出版社がそれを止めさせるといふ場合には、一般消費者の利益を不当に害する場合に関わってくるのではないか」(2004年12月9日、野口文雄公取委取引

企画課長見解)とし、ガイドラインを明確に示しています。またポイントサービスが再販契約に違反するかどうかは「出版社が判断し、その意を受けて取次会社も対処できるということ」（同上）。さらに取次店に対しては「ポイントカードをどのように考えるかは出版社の判断ですので、出版社の意向を受けて対処してほしいとおもいます」（同上）としています。

こうした明確な見解を公取委が出しているにもかかわらず、特に(2)において貴社は、Amazon Studentプログラムを再販契約違反と判断した出版社が求める当該出版社商品の対象からの除外を、同プログラムのポイント付与が違反かどうか、貴社自身が判断するのは困難という理由で「指導できない」としています。これは、出版社の「違反」という判断を貴社の「不明」という判断で覆しており、前記の公正取引委員会の見解を勝手に否定するもので、「出版社の意を受けない取次の行為」は「独占禁止法上問題となるおそれがあります」（同上）ので、大きな問題です。

ご存知の通り、日本の書籍の「再販制」は、独占禁止法の適用除外として許されている「再販売価格維持契約」を、取次を間に挟む形で、個々の出版社と個々の小売店が結び、その総体によって守られています。

そのため、「Amazon Studentプログラムが再販契約に違反するか」を一般的に判断しようとするは無意味であり、個々の出版社による個別の判断のみが意味を持っているわけで、貴社のなすべきことは、貴社の判断を挟まずに個々の出版社の判断に沿って、個別に対応することです。

貴社には、改めて次のとおり求めます。

(A) Amazon Studentプログラムを、再販契約違反と判断した会員社が求める当該社出版物のAmazon Studentプログラムサービス対象からの除外を即刻アマゾンに対し強く指導し、実現すること。

(B) アマゾンへの指導の内容・経緯・結果を、11月14日までに当該会員社に文書で通知すること。

以上